

インボイス登録を取り消したら仕事が来なくなった

中小業者いじめのインボイスはただちに廃止に！

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
☎八一一一四八二
FAX 八一一九七五六



南支部のAさんが「インボイスをもう一度登録したい」と来所。

Aさんは「インボイスはあんまり関係ない」と昨年、インボイス登録取消の手续をしました。事情を聞くとインボイスの取消をしたことを取引先に伝えたら仕事が全く来なくなったとのこと。たまに回ってくる仕事も「ショボい」(本人談)ものばかり。現場監督を問い詰めると、会社の方針とは言えないが「インボイスがある人となない人がいればある人のところに仕事を回すよね」「Aさんは腕はいいのに残念だね」と言われたそうです。

インボイス制度が始まるたびに、事業者の選別と排除が危惧されましたし、実質的な単価の切り下げも想定されていました。Aさんのケースはまさにこのようなことが現実になっ

五月二十四日・二十五日は全国会長会議
六月八日(日)は愛商連総会
組織拡大を進めて会議・総会を迎えよう！
5月の後半から各会議・総会が開かれます。組織的前進で迎えるように皆さんのご協力をお願いします。

会員・商工新聞読者の拡大とあわせて共済・婦人・青年の会内組織拡大も大切です。共済にまだ入っていない方はぜひ加入ください。婦人部加入も大歓迎です。

たものです。中小業者いじめのインボイス制度はすぐに廃止させましょう。

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。



➤それ、下請法違反です！

発注者(買手)が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。

【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、課税転換を求めた。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、消費税分はお支払いできません。承諾いただければ今後のお取引は考えさせていただきます。」という文言を月いて要請を行った。また、要請に当たっての価格交渉にも応じなかった。



➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！

課税事業者になるよう要請すると自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとまらず、課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる、それに応じなければ取引を打ち切るなどと一方的に通告すること、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合も同様です。

公正取引委員会は上記のような事例を公表していますが、実際に処罰された事例は見つかりませんでした。つまり、「違反」とならないような抜け穴だらけなのが実態です。

春日井民主商工会第59回定期総会

共済会第33回定期総会

とき 7月11日(金) 午後7時～

ところ グリーンパルス春日井101会議室

総会は代議員制で実施しますが、会員は誰でも評議員として参加できます。婦人部員の参加も大歓迎。
今から予定を空けて、多くの皆さんの参加をお願いします。

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします

会計

山崎孝亀